

鳥取県告示第191号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
境港市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画公園事業 墓園第3号 夕日ヶ丘公園墓地
- 3 事業施行期間
平成23年4月5日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 境港市夕日ヶ丘一丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし